

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を
専決処分することについて

平成14年 9月26日
市 民 部

1 改正の趣旨

先般の健康保険法及び老人保健法の改正に伴い、岩手県が定めている老人医療費助成事業補助金交付要綱が平成14年9月19日に改正され、10月1日の施行となることから、盛岡市福祉医療資金貸付基金条例で引用する条項の内容を改めるとともに、健康保険法の条項にずれが生じることに伴う所要の規定の整備が必要なため、盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正しようとするものである。

2 専決処分とする理由

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例は、県の補助金交付要綱の「70歳未満のひとり暮らし老人（65歳以上の者）」も貸付対象となっているものである。医療制度改革関連法は既に公布されているが、県の要綱改正の通知は当市に9月24日郵送されてきたところである。老人保健法の改正に伴う対象年齢の引き上げ等を受け、県事業がどのように変化をするのかその動向を待たなければ市条例の改正に着手できなかったことや、その改正内容を十分検討する時間が必要となることから、今議会に条例改正案を提出できなかったものであるが、当条例は法及び県要綱に合わせた10月1日の施行とする必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行おうとするものである。

3 改正内容について

(1) ひとり暮らし老人の貸付対象及び貸付額について

改正前 医療費の一部負担金から老人保健法第28条の規定の例により算定した一部負担金を控除した額 30-37500円 の貸付額

改正後 老人保健法第28条の規定の例により算定した一部負担金に相当する額から同法第46条の8の規定の例により算定した高額医療費の支給額に相当する額を除いた額を医療費の一部負担金から控除した額

(2) 健康保険法に定める保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関及び標準負担額に係る条項の移動 → 308-40200円 の貸付額

4 施行期日

この条例は、平成14年10月1日から施行する。